

事 務 連 絡
平成19年 5 月 2 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(イタリア産非加熱食肉製品)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入者の自主検査において、下記製造者が製造した非加熱食肉製品よりリステリア菌が検出されたことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、輸入者への指導方よろしく申し上げます。

記

製造者名：RENZINI S. P. A.
工場番号：645L

<違反事例>

品 名：非加熱食肉製品サラミ (SALAME AL TARTUFO NERO DI NORCIA)
輸入者：株式会社徳岡
製造者：RENZINI S. P. A. (645L)
届出数量及び重量：1 C/T、 3.17kg
検査結果：リステリア菌陽性
届出先：関西空港検疫所